

町並み保存地区における指定後の変化に関する研究 ー伝建地区の保存と観光のバランスを追究するー

A Study on the Impacts Caused by the Designation of "Conservation Areas of Traditional Structures"

26131 大平富士夫

Now more and more districts are aiming for to be designated as the conservation areas of townscape. It is urgently necessary to reveal the effects of the designation and prepare for harmful influences estimated. In this paper, the questionnaire survey to local governments and the fieldworks on "Conservation Areas of Traditional Structures" disclose the actual conditions of the districts, especially from the viewpoint of tourism. Different policies bring different states to the districts. It is important for the designation of townscape conservation that inhabitants and administration discuss and compose a clear and continuous policy together.

1. 研究の視座

1-1 研究の背景と目的

近年、町並み保存の指定を目指す地域の増加が目立つ。地域文化の公的な価値付けや観光振興を目標に指定を目指す活動が行われているが、同時に弊害の可能性があることを意識に留めておかななくてはならない。本研究は重要伝統的建造物群保存地区(以下、伝建地区)を町並み保存のモデルケースとし、伝建地区に選定されたまちの変化と弊害を明らかにすることで、留意すべき点を示すことが目的である。

1-2 既往研究と本研究の位置づけ

伝建地区に関する研究はほとんどが事例研究であり伝建地区すべてを俯瞰的に調査した研究はない。また町並み保存地区の観光化に関する論文は観光振興を前提としてその施策を改善する提案をしている。本研究の特徴は(日)横断的に伝建地区を調査することで一般的な実態をつかむこと、(月)保存の意義について観光振興とそれ以外の活用策を検討することである。

1-3 研究の構成

QuickTimey C2
TIFFAILZWA) eLIEEVeEOEaEÄ
C™Ç±ÇÄEsENE EECÇ%a@ÇEQZÇ%Ç...ÇÖIK6vÇ-Ç AB

図1 研究の構成

1. 選定後の変化に関するアンケートを全伝建地区の自治体に対して実施し、俯瞰的に現状を把握する。

2. 個別にケーススタディを行い、行政と住民の意図とそれに応じた変化を調査する。

3. アンケートおよびケーススタディの結果を分析し、町並み保存に重要な点を提示する。

2. 町並み保存の制度

2-1 重要伝統的建造物群保存地区

重要伝統的建造物群保存地区とは、周辺環境と一体的に歴史的風致を形成する価値の高い建造物群を保存し活用を図ることで、文化の向上と進歩を目指す文化財である。国からの助言と補助金、市町村からの規制と補助により地区は実質的な保存の手段を得ることができる。

2-2 保存指定の意義

まちづくりにおける保存指定の意義は次の2つである。

A. 文化的価値を共通に認識し保護・発展する

B. 地域の観光振興に役立つ

観光振興はまちづくりにおける保存指定の活用法の重要な位置を占めると考え、特に観光振興の意図があったかどうかをアンケート調査、ケーススタディを通しての着目点とした。

2-3 保存制度と観光

本研究における「観光化」とは、「地区の文物を見聞・購買し滞在することを目的として、外部から人が訪れるようになること(地区外者の来訪行動)、および来訪者に対し文物を見せたり飲食物や物産の販売施設、宿泊施設を設けたりすること(地区内者の対応行為)」と定義する。

3. 全国伝建地区自治体アンケート調査

3-1 調査構成

伝建地区の実態を横断的に把握する目的で、伝建地区を擁する全国 61 地区 55 市町村の自治体にアンケートを実施した。

実施時期:2003年11月～2004年1月

調査方法:自治体の教育委員会もしくは他の伝健担当部署に対し電話でアポイントメントを取った上で、FAX、e-mail、郵送のいずれかで資料調査依頼票を送付、自治体から FAX、e-mail、郵送のいずれかで回答票を回収した。あらかじめ項目ごとに用意した質問に対し、自治体が資料より回答を記入するアンケート形式である。

調査項目:

1. 選定年度前後での変化:伝建地区選定前後 10 年間の観光客入り込み数、宿泊施設数、店舗数など
2. 伝建地区の位置づけ:担当部署の新設・改編の有無、条例
3. 伝建地区に関わる住民団体:有無、住民団体の規約
4. 地区内と周辺の施設:同時期整備の施設の名称と目的、利用者数の経年変化
5. その他:自治体の姿勢(選択方式)、回答者氏名

3-2 資料に基づく分析

返信 47 件(回収率 77%)

項目 1. 選定年度前後での変化

■1-1 観光関連の統計数値について

観光客数および観光関連数値のグラフを統計数値の回答のあった自治体 57 件について作成し、全体の傾向を分析した。

観光客入り込み数:

伝建地区の選定年を境界にほとんどの伝建地区および市区町村で観光客入り込み数が増加している。他の要因も考えられるが伝建地区選定は観光客の増加に結びつきがあるといえる。

宿泊施設数、観光店舗数、駐車場台数、観光関連従事者数:観光客数が外部から伝建地区への関心の変化を表すのに対し、これらは伝建地区内部での観光化の程度を表す。

- 選定前後 10 年は各施設の変化は少なく一定の地区が多い
- 宿泊施設は若干減る傾向にあった
- 駐車場台数が減少した地区はなく一定もしくは増加

■1-2 統計冊子の有無

観光関連の数値をまとめた統計冊子が(ある:19、ない 28)

観光化に関する数値を把握している自治体は少ないといえる。

項目 2. 自治体の伝建地区の位置づけについて

■2-1 伝建地区担当部署の新設・改編の有無

新設:13、改編:12、変更なし:21、不明:1

47 件中、半数以上の自治体が伝建地区を担当する部署を新設・改編していることからみて、伝建地区の存在が自治体にとって比較的大きなウェイトを占めると推測できる。

■2-2 自治体の条例

基本となる「伝統的建造物群保存地区保存条例」およびその施

行規則の他には、以下の種類の法規がある。

- 都市全体の景観に関するもの
- 伝建地区内の建築基準法の緩和を定めるもの
- 屋外広告物の禁止区域を定めるもの
- 税金(固定資産税、都市計画税)の減免を定めるもの
- 補助金・基金を定めるもの
- 施設の設置を定めるもの

多くの自治体で、景観基準などの制度の大枠を示すものと、補助金の交付や税金の減免といった金銭的な補助や建築基準の緩和といった具体的な方策を示すものがセットで用意されている。

項目 3. 伝建地区に関わる住民団体について

■3-1 住民団体

住民団体が(ある:43、ない:3)

ほとんどの地区で伝建地区に関わる住民団体が存在する。

■3-2 住民団体の規約(名称、策定年、策定主体)

規約の種類は以下のようなものがある。

- 会則のように組織の運営のために定めたもの
- 住民憲章のように活動の方針を宣言するもの
- 住民協定のように建築や景観の枠組みを定めるもの
- マニュアルや計画書として整備方針を示すもの

多くが運営のための会則であるが、景観基準を独自に定めている例もある。自治体が把握していないこれ以外の規約もあると予想される。

項目 4. 伝建地区内と周辺の施設

■4-1 同時期整備の施設の有無

選定と同時期に整備した施設が(ある:28、ない:19)

半数以上が案内板を含めなんらかの施設を整備していた。

■4-2 施設の名称と目的

施設は多様で使用目的も複合的であるため分類は難しいが、大まかに分けると以下のようなものがある。

- 資料館・歴史観(文化・町並みを紹介するもの)
- 公開家屋(民家、武家屋敷)
- 体験施設(そばうち、竹細工等)
- アトリエ・交流施設(創作活動やイベントのスペース)
- 防災施設
- 案内板・記念碑
- 休憩所・トイレ

■4-3 施設の利用者数(オープン年よりの経年変化)

利用者数の推移をグラフ化したのが、得られたデータは少数であった。多くの地区で横ばい、もしくは減少を示している。

項目 5. その他

■5-1 自治体の姿勢

自治体の姿勢に最も近いものを4つの選択肢から選択。

- A. 地域経済活性化のため、観光産業の目玉として対外的に売り出していく
- B. 地域文化維持を主眼とし、地域の住民に愛される場として整備していく
- C. 地域文化の振興を目標としつつ、観光産業で地域経済の活性化も図っていく
- D. 上記のように捉えていない(姿勢を記述)



グラフ1 自治体の姿勢

観光振興を全面的な目標に位置づけている自治体は少ないことがうかがえる。D.の回答をした自治体は文化の向上を目的とするものが多い。

3-3 観光化の現状と課題

質問項目 1-1 において観光客入り込み数の増減が明確な地区について原因を文献等より調査、考察した。

■観光客数の増加した地区

選定以外に共通してみられることは、資料館などの施設をオープンし、イベントやキャンペーンといった活動を行っており、対外的なアピールに積極的である。またこれらの取り組みは選定の前後だけでなく、現代に至る長い期間行われてきている。これらの計画が継続されてきたことが相乗効果をもたらし、地区により多くの人を招いたとみられる。

■観光客数の減少した地区

逆に観光客数が減少した地区は3つであり、その原因は収容施設の未整備にある可能性がある。施設数や交通網の充足具合、駐車台数等の条件がボトルネックである可能性がある。

■観光客入り込み数の増減と自治体の姿勢の関係



グラフ2 観光客入り込み数と自治体の姿勢の関係

A「観光産業の目玉として売り出す」、B「地域文化維持を主眼におく」としている自治体の地区では観光客数が増加している。逆にC「地域文化振興と観光産業の両方を目指す」と答えた地区では観光客数が減っている。総花的な方針しか定めていない地区には人が訪れず、明確な方針を持った地区には観光振興と地域文化の振興のどちらを目指したに関わらず人が訪れているとみることができる。地区によってはB「地域文化維持を主眼におく」としながらも観光客数が増えているが、これは方針では地域振興を目的としているが観光化を拒む方策をとっているわけではないため、結果として客数が増えたということが考えられる。

■小結

観光客数の多少をどう捉えるかは自治体と住民の方針に依る。問題なのは自治体や住民の意志が固まっていない場合で、自治体は積極的にその位置づけを決定すべきであり住民も自覚を持って地区の行く先について考えることが肝要である。

次のケーススタディでは行政や住民が観光振興や他の方策を意図して伝建地区に関わってきたかという視点で調査・分析を進めた。

4. ケーススタディA:

観光をまちづくりに活かす伝建地区 白川村荻町

4-1 地区の概要

岐阜県大野郡白川村荻町

図2 白川村の位置

人口 2151 人(2000 年)

総面積 356.55km²、

(以上すべて白川村内)

1976 年伝建地区選定

岐阜県

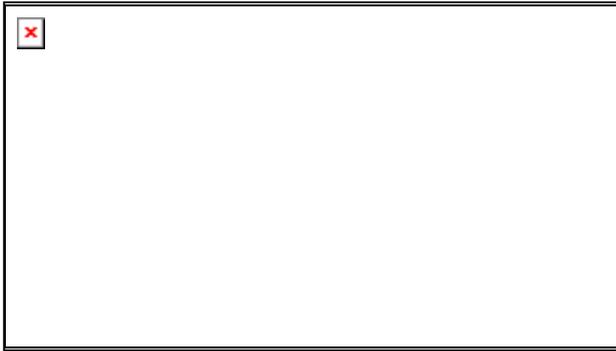
1995 年世界遺産登録

観光客入り込み数 142 万人(白川村内、2001 年)

もともと山間の農村であった白川村は昭和 30 年代のダム建設によって一時活気を帯びる。その後観光ブームに乗り村を訪れる人が次第に増加し始める。伝建の選定により地区および地区周辺の整備が進み、1995 年には世界文化遺産に登録され莫大な数の観光客が訪れるようになる。

4-2-1 観光客数の推移

漸増を保っている入り込み数は、伝建選定後に小規模な増加、世界遺産登録後に大規模な増加をみせる。1996 年以降の特徴的な増加から世界遺産登録が外部からの視点を引き寄せたことがうかがえる。ただし宿泊客数は低迷が続いている。



グラフ3 観光客入り込み数 白川村内

4-2 地区の景観

地区の建築は合掌造りとそうでないものに分かれる。荻町には2002年現在59棟の合掌家屋が存在し、その他の建築は明治期から昭和初期に建てられた伝統的建造物とそれ以降に建てられた非伝統的建造物である。積雪が多いため冬季は景色が一変する。急勾配の合掌屋根のように、独特な荻町の景観はその厳しい雪が作りだしたとも言える。景観保存のための建築・修理の基準が定められており、建築の各部分について形態・材料・色彩を示してある。変更申請をする場合にはこれにひとつひとつ照らし合わせて判断することになっている。

4-3 町並み保存の状況

■荻町の住民団体

A. 荻町集落の自然環境を守る会:

荻町地区の全戸が構成メンバー。合掌家屋を「売らない、貸さない、壊さない」3原則の住民憲章を打ち出した。

B. 合掌造り保存財団:

行政と住民が双方参加する財団法人。地区内の物件に対し駐車料金を財源とする修景費を補助する。

■町並み保存の経緯と現況

昭和50年、第二次総合開発計画において観光産業の育成を明示し、3～5次では観光振興が計画の柱に据えられている。住民団体も昭和46年という早期に組織され活発に活動しているが、現在では地区の景観・建物は建て詰まりや農地の減少といった変化が顕在化するようになってきている。

4-4 行政と住民の姿勢

■行政の姿勢

昭和50年代からの「観光立村」方針の貫徹。今後は「質の高い観光」を目指す。(教育委員会)

■住民団体の姿勢

「保存が目的であって観光はその手段である」観光と文化振興を一体的に捉えている。(荻町集落の自然環境を守る会)

■観光の受け止め方

町並み保存の当初から外部の人の来訪を念頭に取り組みが始められ、観光は地区の大きな産業として認知されている。

4-5 特徴と課題

■一定の方針とその継続

白川郷を有名な観光地にしたポイントは行政が貫いてきた「観光立村」の方針と、地区住民の長い取り組みにある。またハード面での周辺道路網の高度な整備が伝建地区と世界遺産が相乗効果を生み出し多くの人が訪れるようになった。

■観光化による弊害と今後の取り組み

観光化が進み、地区内に以下のような問題が挙がっている。

A. 観光客の増加に伴う問題

・道路混雑と交通の危険

・プライバシー侵害

B. 経済的な要因による問題

・建物や風景の変化

・土地所有者や土地所有

形態の変化

C. 観光産業自体の問題

・駐車場の不足

・通過型観光への遷移による宿泊者の減少

D. その他

・観光化に対する意識の差

・店舗経営による利害関係の発生

・定住人口の減少

これらの問題に対し、田圃整備、交通社会実験等によるトラフィックコントロールの試み、Uターン者用住宅の整備、地場産品による地域色の強調等の取り組みが行われている。

■小結

行政が観光立村の方針を保持した強さと住民の長く幅広い取り組みは、伝建地区に観光産業を成り立たせようという他の地区にとって参照すべき先行事例になる。



写真1 荻町の合掌家屋と観光客



図3 白川郷観光マップ

5. ケーススタディB:

5-1 地区の概要

山梨県南巨摩群早川町赤沢

図4 早川町の位置

人口 1850 人(2000 年)

総面積約 370km²

(以上すべて早川町)

赤沢:人口 86 人(2002 年)

1993 年伝建地区選定

赤沢は元は日蓮宗の総本山、身延山へ参拝(講)する信者たちが利用した山中の宿場町である。大正から昭和初期にダム建設で活気を呈したが、事業の完了とともに産業がなくなり人口が減少しており、講の客も減っている。

■観光客数の推移

早川町、赤沢地区に観光客の統計はない。宿泊施設や飲食施設の利用者数から推測される観光客入り込み数は、早川町全域で年間約 40 万人程度であり、10 年程変わっていない。

5-2 地区の景観

建物のほとんどは明治から大正に建てられ、板葺きの屋根、板張りの壁が地区内の建築の原型である。伝建選定にあたりこの建築的意匠と石垣、そして地



写真2 赤沢の石畳と石垣

形の織りなす独特の景観が価値を認められた。階高は1階建てと2階建てが半々で存在し、ふもとにある集落の入り口から登山口のある山の途中まで石畳が続いている石畳は住民団体が昭和後期に敷設を始めたもので、その後町の補助によって整備が進められた。

5-3 町並み保存の状況

■赤沢の住民団体

A. 赤沢青年同志会:

昭和 55 年に当時 20,30 代のUターン者 10 人で結成。測量や年中行事の復活等を始め、その後石畳整備、植樹、通信紙発行の班に分かれて活動する。空き家を活用して集会所としたり、また妻籠宿を見学を訪れ、赤沢の町並み保存のきっかけを作った。2003 年現在までメンバーはほぼ変わらず、年中行事と植樹の活動を続けている。

B. 妙福寺を中心とする町並みの会(赤沢宿を考える会):

伝建選定をめぐり住民の意見が分かれた平成2年の後に、地区内唯一の寺である妙福寺の檀家を中心として作られた地縁組織。

住民の意見を收拾し伝建地区の申請を成した。

■町並み保存の経緯と現況

青年同志会の活動に外部の学者が関与し町並みの価値が掘り起こされた。平成2年、住民の総意がとれず伝建地区申請を見送ったが、その後妙福寺を中心とする町並みの会を結成し意見を取りまとめ平成5年に伝建地区選定が成った。現在、伝建審議会の議題は物件の修理が全てである。予算枠、住民のモチベーション等の理由で新たな活動はあまりみられない。

5-4 行政と住民の姿勢

■行政の姿勢

伝建地区に関して町のほうから積極的な事業を行うことはない(教育委員会)。住民による計画と実行を望んでいる。

■住民団体の姿勢

同志会は「伝建地区を収入の場にしない」立場で出発したが、高齢化と過疎化の打開のために地区内に産業が希求されている。余所から人が来てもらうことをある程度は希望しているが、大がかりな観光化は望まないという中間的な姿勢である。

■観光の受け止め方

赤沢に住む人々にとっては元来讲中宿である地域の特性上、外部からの客を受け容れることに対する抵抗感は少なく、観光化はある程度までなら望んでいるようにみられた。

5-5 特徴と課題

■方針を決める岐路

赤沢はいま建物の修理や地区全体の修景といった伝建地区自体の整備段階にあり、観光振興を目指すのかそうでないのか今後方針を決めていかなければならない。観光化が進んでいないのは防ぐ取り組みをしてき

QuickTime® 7
TJFFAILZWAJ@LIEVEEEOEaEA
C:\Program Files\Apple\QuickTime\QTzlib.dll

図5 赤沢まちあるきマップ

たわけではなく、選択がなされず対外発信が進んでいないためである。

■いちど申請を見合わせた経緯

伝建地区の申請不成立があったことで地区住民が町並み保存を自分たちのことと捉え直し、意味と役立て方を考える時間をとることができたという点で、一連の過程は有意義なものであったと言える。

■地区の抱える問題と今後の取り組み

人口減少と産業の不足が大きな問題である。今後の動きとして、そば販売施設の創設、外部の旅行会社によるトレッキングツアー、日本上流文化圏研究所(早川町のシンクタンクの存在)のまちづくりに関わる活動が挙げられる。

■小結

地域の魅力を向上し発信することで人を呼ぶ手段として伝建地区を利用するなら、前もって目指すべき町の姿をよく検討し、観光化に対する方針を決めておくことが望ましいだろう。

6. 事例の比較と提言

6-1 荻町と赤沢の比較

■共通点

- 山あいの自然条件
- 都市域から離れている
- ダム開発の歴史と盛衰の経過
- 過疎・高齢化の現況

■異なる点

来訪者数の差:

自然条件や歴史が共通でも現状で大きな観光客数の違いがある。その理由は主に以下の違いによる。

道路整備の違い:

荻町では複数の路線に加え高速道路が開通したのに対し、早川町では町自体が都市間主要道から逸れた位置にあって道路網は未だ未整備である。

方針の違い:

白川村が早くから観光立村を明確に打ち立てたのに対し、早川町では観光を地域振興の中核に据えることはしなかった。交通網整備がないのも方針がないことによる。

いまの状況を保っていくのか、それとも伝建地区を観光資源として扱い多くの人を呼び込むのか、今後地区がどっちつかずの中途半端な態勢にならないためにも現在の赤沢には選択が必要である。そしてその選択は赤沢に住む住民が主導で選び取るべきであり、選択のための情報や知識を得る努力は積極的になされるべきである。

6-2 町並み保存とまちづくりの関係

■観光振興としての役割

アンケート調査の結果からもわかったように、伝建地区には多くの観光客が訪れるようになっている。選定された地区がもしも観光振興を望むのならば、その素養は大いにあり伝建地区制度はその実現に貢献しうる。

■観光振興によらないまちづくり

観光振興のほかにも、町並み保存は地域のアイデンティティ確立を目指す。たとえばひとつのまちのなかに建設業と木材業があれば、受け継がれてきた素材や技法を活かした建築を造ることが町並みと産業を守ることにつながる。地区のもつものを追求する、またこのときに住民の意思があることで地区が独立できるまちづくりを進めることもできる。

■伝建制度の役割と地区に求められるもの

伝建地区が観光振興を目指す場合もそうでない道を求める場合も、町並み保存に対する明確な方針を行政と住民が共有することがまず必要である。次に行政のサポートを受けながら住民活動がそれを実践する。伝建地区制度は一連の取り組みのきっかけをつくるにすぎず、保存という発想を通して人々が主体的に行動することが地域を向上させるちからになる。

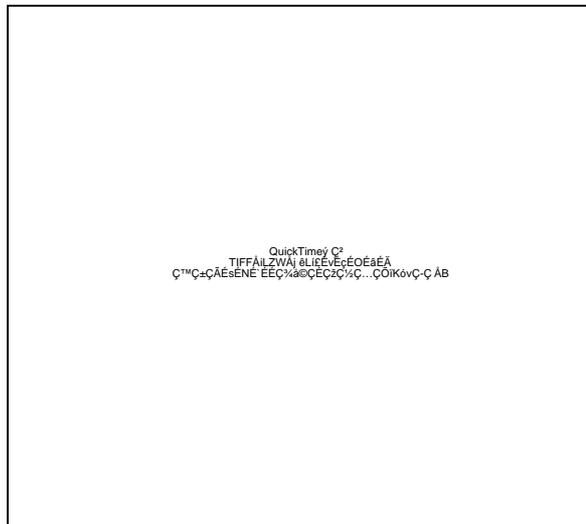


図6: 伝建地区と行政・住民の関わり

補: 主要参考文献・資料

白川村荻町

黒田乃生、下村彰男「世界遺産登録後の白川村荻町における観光の現状とその方向性に関する考察」都市計画学会論文集 2001

西山徳明「観光開発地域における文化変容と演出設計および景観管理計画に関する研究」日本建築学会計画系論文集 1995

(財)世界遺産白川郷合掌造り保存財団「観光客の受入対策の調査報告書及び実施プラン」2002

荻町集落の自然環境を守る会「白川郷荻町集落 20年のあゆみ」1991

早川町赤沢

柴田彩子「赤沢青年同志会によるまちづくり活動の分析—山梨県南巨摩郡早川町の事例—」筑波大学修士論文 2000

日本上流文化圏研究所「上流圏だより No.23」2003

一般

杉本佳史「歴史的な町並みを活かしたまちづくりについて—樞原市今井町重要伝統的建造物群保存地区の整備事業」新都市 2003

「月刊 文化財 No.279」第一法規出版 1986